

特許庁委託事業

タイにおける

知的財産の権利執行状況に関する調査

2017年9月

日本貿易振興機構（JETRO）

バンコク事務所 知的財産部

目次

第1章	判例紹介	P. 3
第2章	弁護士費用概算	P. 11
第3章	統計情報	P. 15
第4章	期待される救済水準	P. 20

第1章 判例紹介

近年の係争事例より、4つの判例を紹介する。尚、言及する各種金額のレート換算については、以下を目安としている。

1 タイバーツ = 3.38円

1. 商標関連事件における最高裁判所判決

商標権者がライセンシーに対して商標権を行使する際の本質的要件は、ライセンス契約が書面により交わされたものであり、知的財産局への登録がなされていることとされる。しかし、商標法において規定されるライセンスの定義は明瞭ではないため、商標の使用に関わる条項を含む多種の契約（例えば販売契約等）についても本来のライセンス契約と同様に、知的財産局への登録が要件とされるのかといった疑問が、日常の実務においてしばしば発生している。

本件における判決は、かかる疑問を解消する上での端緒を示している。

項目	内容
事件番号	10207/2553
事件種別	民事
知的財産種別	商標
裁判所	最高裁判所
提訴日	2001年12月14日
判決日	2011年4月25日
原告	Bangchak Petroleum Public Company Limited
被告	Sanpatong SR Petroleum Limited Partnership 他
背景及び経過	<p>背景：</p> <ul style="list-style-type: none">原告は、石油燃料等を指定商品とする”BANGCHAK”商標の権利者。原告は被告との間で、石油製品の販売を伴うガソリンスタンド及びアウトレット店舗の経営について許可を与える旨の契約を交わした。契約においては、原告が被告による原告保有商標の使用を認めること、及び、店舗の土地家屋、そして店舗経営に関わる全ての設備に関わる所有権は原告に帰属する旨が規定されていた。被告は、原告に対する各種費用（売り上げのロイヤルティ、保険料、延滞金等）の支払いを怠った。

	<p>経過：</p> <ul style="list-style-type: none"> ・原告は中央知的財産・国際貿易裁判所（CIPITC）において被告を提訴し、被告に対して損害賠償金 THB10,592,925.43（約 35,804,087 円）及びこれに付帯する利子、延滞金の支払い、そして、敷地より退去することによる原告保有資産の返還を請求した。 ・被告はこれに対して、争点である契約は知的財産局に登録されたものではなく、従って権利行使上の効力を有するものではないと反論した。 ・裁判所は審理を経て、被告に対して損害賠償金 THB774,359.68（約 2,617,335 円）及び利子分の支払い、そして敷地からの退去を命じた。また、被告に対して商標の使用を認める旨の契約条項については、これが知的財産局に登録されたものでないことから、無効であるものと判示した。 ・これに対して原告は、商標使用許諾に関わる契約条項を無効とする第一審判決を不服として（当該契約は商標ライセンス契約に相当するものではなく、従って知的財産局への登録なくして有効である）、本件を最高裁判所に控訴した。
判決内容	<ul style="list-style-type: none"> ・控訴審における審理事項は、商標使用許諾に関わる契約条項の有効性。 ・この点について、最高裁判所は第一審判決を覆し、契約条項の有効性を認めた。 ・最高裁が当該契約を商標ライセンス契約に該当しないと判断した根拠は以下の通り。 <p>—原告は、原告の商号の下での店舗経営を被告に対して認めた。 —石油製品は原告により供給されたものであり、原告の所有物。 —従って、商標の使用は商標権者自身によるものとなり、被告は原告から購入した石油製品を再販したという構図。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・店舗において販売された石油製品に争点商標が刻印・使用されていたとしても、その使用は商標権者自身によるものであり、被告は単に、原告より仕入れた製品を再販していたに過ぎない。従って、争点契約条項はライセンス契約に該当するものではなく、権利行使上、知的財産局への登録が要件とされるものではない。
事件のポイント	判決において、最高裁は商標ライセンスに関する狭義による解釈を用

	いた。即ち、商標の使用許諾に関わる条項を含んでいたとしても、その全て（例えば販売契約、財務契約、技術移転契約等）が商標ライセンス契約に該当するものではなく、従って知的財産局への登録も要件とされないとの解釈である。本件が示唆する判断基準として、契約主体である一方が、他者保有商標を付した製品の販売をただ単に再販するだけの者である場合、その契約はライセンス契約には該当せず、知的財産局への登録を要件とされるものではないという点が挙げられる。
--	--

2. 商標及び製品のパッケージデザイン関連事件における最高裁判所判決

パッケージデザインが意匠登録されていないものであっても、侵害行為に対しては詐称通用（パッシングオフ）に基づく対抗が可能である。本件において、最高裁判所は詐称通用条項の適用による侵害行為への対抗を容認した。

項目	内容
事件番号	2335/2553
事件種別	民事
知的財産種別	商標、製品パッケージデザイン
裁判所	最高裁判所
提訴日	2006年9月1日
判決日	2011年1月24日
原告	Schneider Electric Industries SAS
被告	Thai Bumroong Electric Co., Ltd.
背景及び経過	<p>背景：</p> <ul style="list-style-type: none"> 原告は、被告の製品である回路遮断器が、自社商標”EASYPACT”、オレンジを基調とするデザイン、及び”it’s so easy and simple!”というキャッチコピーを含む自社パッケージデザインを侵害するものとして、CIPITCに提訴。 <p>経過：</p> <ul style="list-style-type: none"> 裁判所は被告に対して、以下の根拠に基づき詐称通用行為を停止するよう命じた。 <p>—被告の製品は、原告の製品に酷似した形状、色彩、レイアウト、商標（”EASYSET”）、キャッチコピー（原告製品と同一）そして図案を有している。</p> <p>—製品個数、電圧、型番、製品仕様等を記したラベルについても、被告の製品は原告製品のラベル表示に酷似したものを使用している。</p>

	<p>—また製品自体についても、被告の製品は原告製品と大きさ、デザイン、色彩等の点で酷似している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・裁判所はまた、被告に対して、提訴日から詐称通用行為が停止されるまでの期間を対象として、月額 THB100,000（約 338,000 円）の損害賠償金支払いを命じた。 ・被告は第一審判決内容を不服として控訴。
判決内容	<ul style="list-style-type: none"> ・最高裁判所は審理を経て、被告の使用する商標が原告保有商標に類似するものとする点を含み、概ね第一審判決を支持した。 ・最高裁はまた、争点パッケージデザインが、消費者による誤認混同を生じ得るものとした。 ・但しキャッチコピーについては、その表記は一般的なフレーズであり、商標による保護対象にはならないとした上で、被告に対して、消費者による誤認混同を招く様式での該キャッチコピーの使用は控えるよう命じるに留まった。
事件のポイント	<p>最高裁は判決を通じて、知的財産登録を伴わないパッケージデザインの侵害行為に対しては、詐称通用条項に基づく対抗が可能である旨を示した。</p>

3. 著作権関連事件における最高裁判所判決

本件における判決は、創作物の総体が著作権保護の対象になるものであるとしても、一部特定部分については著作権が及ばない場合があることを例示するものである。

項目	内容
事件番号	973/2551 (2008)
事件種別	民事
知的財産種別	著作権
裁判所	最高裁判所
提訴日	2002年11月27日
判決日	2008年7月10日
原告	Paijitr Punyapan
被告	The Royal Institute of Thailand
背景及び経過	背景：

	<ul style="list-style-type: none"> ・被告は、言語あるいは学術分野の研究及び出版物の発行に従事する政府機関であり、Royal Institute Dictionary の発行元として有名である。本件においては、被告が発行した” The Royal Institute Dictionary for Laws (B.E. 2537)” において引用される法律用語の定義が争点とされているもの。 ・原告は法学教授であり、著書” The Royal Institute Dictionary for Laws (B.E. 2537) with Deviation” において、被告出版物中の幾つかの定義内容を批判し、自身が適正とする定義内容を含む著書を別途出版した。 ・被告は” The Royal Institute Dictionary for Laws (B.E. 2537)” の改訂版発行の際、原告による前記著書の内容を引用した。 ・原告は、被告による引用行為は著作権侵害に相当するものとして、CIPITC に提訴した。 <p>経過：</p> <ul style="list-style-type: none"> ・被告は口頭審理において、争点引用部分は法令そして他の法学者が用いた定義に基づく記述であり、原告個人により創作されたものではないことから、その著作権は原告に帰属するものではないと反論した他、引用行為は収益を目的としたものではなく、原告による著作活動を阻害するものでもないと主張。 ・裁判所は審理を経て、争点引用部分の著作権は原告に帰属するものとしながらも、被告による行為はフェアユースに該当し、著作権侵害にはあたらないと裁定。 ・原告は第一審判決を不服として、本件を最高裁判所に控訴。
判決内容	<ul style="list-style-type: none"> ・控訴審における審理事項は、争点引用部分の著作権が原告に帰属するか否かという点。 ・最高裁は審理において、著作権の対象となる創作物は、創作者の知見に基づく作業の所産でなくてはならず、他の著作権対象物からの複製や改変によるものであってはならないとした上で、異なる創作者である二者が、結果として類似する創作物を個別にあらわす事態は発生し得るものとした。 ・原告による著書について、最高裁はその著書総体についての著作権は原告に帰属するものとした。 ・一方、争点引用部分については、原告はそもそもこの部分を被告に

	よる出版物より引用して批判し、法令そして他の法学者が用いた定義の改変や独自解釈による新たな定義を別著書として発行したもので、この部分については原告個人による独自の創作とは認められず、従って原告による著作権の行使は認められない。
事件のポイント	本件における判決は、著作権の行使に際しては、総体としての創作物だけではなく、個別の構成要素が権利行使の対象となり得るかを考慮し得る余地があることを例示している。

4. 特許関連事件における最高裁判所判決

特許権を行使して侵害行為に対抗する際、特許権者はしばしば、無効訴訟により権利の有効性を問われる。その場合、保有特許が特許法に基づく全ての要件を満たすとして防御することの他に、侵害行為の被疑者が無効訴訟提起の適格者であるかを検討することも有効である。

項目	内容
事件番号	18297-18298/2556 (2013)
事件種別	民事
知的財産種別	特許
裁判所	最高裁判所
提訴日	2010年9月29日
判決日	2015年3月10日
原告	ケース1: Wasinee Suwannasith (原告1) ケース2: S.F. Oil Limited Partnership (原告2)
被告	ケース1: 知的財産局 (被告1) ケース2: Nithit Limsakul (被告2)
背景及び経過	<p>ケース1の背景：</p> <ul style="list-style-type: none"> 原告1は考案の名称を”Coin operated liquid dispenser”とする小特許の権利者であり、被告2は考案の名称を”fuel dispenser”とする小特許の権利者。 原告1は被告2の保有する小特許の請求項1について、公知公用技術に該当し、新規性欠如に該当するとして、無効訴訟を提起。 原告1による無効訴訟は、被告2による侵害訴訟に対抗して提起されたものであり、原告1は特許法第65条に基づく利害関係人に相当し、よって自身は無効訴訟提起の適格者であると主張。

	<ul style="list-style-type: none"> ・訴訟に先立ち、原告 1 は被告 2 の小特許を対象として、被告 1 に特許法第 65.6 条に基づく審査を請求していた。 ・被告側は、原告が利害関係人に相当せず、本件において訴訟を提起する立場にないものと主張。 <p>ケース 2 の背景：</p> <ul style="list-style-type: none"> ・原告 2 は被告 2 の小特許について、燃料の自動供給器についての着想は該小特許の出願以前に抱いており、商業目的での製造及び販売を行っていたとして、無効訴訟を提起した。被告 2 は小特許の侵害を事由に原告 2 を提訴しており、原告 2 は特許法第 65 条に基づく利害関係人に相当する。 ・加えて原告 2 は、被告 2 の小特許を有効とする被告 1 の審査結果には不当であると申立てた。 ・被告側は、原告が利害関係人に相当せず、本件において訴訟を提起する立場にないものと主張。 <p>経過：</p> <ul style="list-style-type: none"> ・審理の結果、CIPITC は本件における申立てを全て棄却し、原告側はこれを不服として最高裁判所に控訴した。
判決内容	<ul style="list-style-type: none"> ・控訴審における審理のポイントは、原告側が利害関係人に相当し、無効訴訟を提起する上での適格者であるか否かの判断である。 ・最高裁は原告 1 について、被告 2 の小特許を対象とする審査を知的財産局に請求したが、該小特許を有効とする審査結果については不服審判請求（特許法第 72 条）や審決取消訴訟（特許法第 74 条）を提起しておらず、従って知的財産局による審査結果が最終決定として確定したものと認識されるため、無効訴訟を提起する上での適格者ではないと裁定した。 ・また、原告 2 については、被告 2 の小特許を対象とする審査を知的財産局に請求していないが、訴状における技術内容や損害についての記述が十分ではなく、利害関係人であると判断されないため、無効訴訟を提起する上での適格者ではないと裁定した。
事件のポイント	<p>本件における最高裁判決には、以下 2 つのキーポイントが見られる。</p> <p>一 小特許の有効性に異議のある利害関係人は、知的財産局に審査を請求するか、裁判所において無効訴訟を提起しなければならない。知的財産局に審査を請求した場合、事案を裁判所に持ち込むためには、知</p>

	<p>的財産局による審査結果を不服とするとの状況下にあることが必須となる。</p> <p>—特許法第 65.9 条によれば、小特許の無効については誰でも何人によっても主張され得るが、無効訴訟の提起については利害関係人に限定される旨が明記されている。</p>
--	--

第2章 弁護士費用概算

以下、ランダムに選定した10件の訴訟ケースについて、事件の種別及び弁護士費用概算をまとめる。尚、言及する各種金額のレート換算については、以下を目安としている。

1米ドル=111.88円

項目	内容
手続き種別	刑事
知的財産種別	商標
裁判所	CIPITC (事件番号第 Tor Por 3919/2557号)
弁護士費用概算	US\$6,000-8,000 (約671,280-895,040円)

項目	内容
手続き種別	刑事
知的財産種別	商標
裁判所	CIPITC (事件番号第 Tor Por 1530/2558号)
弁護士費用概算	US\$6,000-8,000 (約671,280-895,040円)

項目	内容
手続き種別	民事
知的財産種別	商標
裁判所	CIPITC (事件番号第 Tor Por 40/2560号)
弁護士費用概算	US\$93,000 (約10,404,840円) *以下内訳 準備・提訴: US\$12,000 (約1,342,560円) 被告による訴答内容報告: US\$5,000 (約559,400円) 初回口頭審理: US\$4,000 (約447,200円) 以降中間手続き: US\$70,000 (約7,831,600円) 最終口頭審理: US\$2,000 (約223,760円)

項目	内容
手続き種別	民事
知的財産種別	商標
裁判所	CIPITC (事件番号第 Tor Por 203/2559号)
弁護士費用概算	US\$30,000 (約3,356,400円)

項目	内容
手続き種別	刑事

知的財産種別	商標
裁判所	CIPITC (事件番号第 Tor Por 4950/2557 号)
弁護士費用概算	US\$6,000-8,000 (約 671,280-895,040 円)

項目	内容
手続き種別	民事
知的財産種別	著作権
裁判所	CIPITC (事件番号第 Tor Por 92/2556 号)
弁護士費用概算	US\$90,000 (約 10,069,200 円)

項目	内容
手続き種別	民事
知的財産種別	著作権
裁判所	CIPITC (事件番号第 Tor Por 93/2556 号)
弁護士費用概算	US\$90,000 (約 10,069,200 円)

項目	内容
手続き種別	民事
知的財産種別	著作権
裁判所	CIPITC (事件番号第 Tor Por 94/2556 号)
弁護士費用概算	US\$60,000 (約 6,712,800 円)

項目	内容
手続き種別	刑事
知的財産種別	商標
裁判所	CIPITC (事件番号第 Tor Por 595/2558 号)
弁護士費用概算	US\$6,000-8,000 (約 671,280-895,040 円)

項目	内容
手続き種別	民事
知的財産種別	商標
裁判所	CIPITC (事件番号第 Tor Por 2758/2558 号)
弁護士費用概算	US\$20,000 (約 2,237,600 円)

刑事訴訟における弁護士費用はおよそ一律であって、US\$10,000 を超えないものとなっており、当該費用の内訳を見ると、CIPITC から令状を取得して摘発に至るまでの弁護士費用が大半を占めている。また、摘発履行後の裁判手続きについては警察・検察主導で行

われるため、例えば権利者が共同申立人として手続きに参加する、あるいは権利者自身が原告として刑事訴訟を提起するような場合を除いて、弁護士費用は民事訴訟と比較して小額となっている（摘発履行後の弁護士による主な業務としては、権利者に対する摘発履行報告、刑事訴訟手続きの経過照会・報告、裁判所判決内容の報告等が挙げられ、弁護士諸費用として計上されることとなる）。

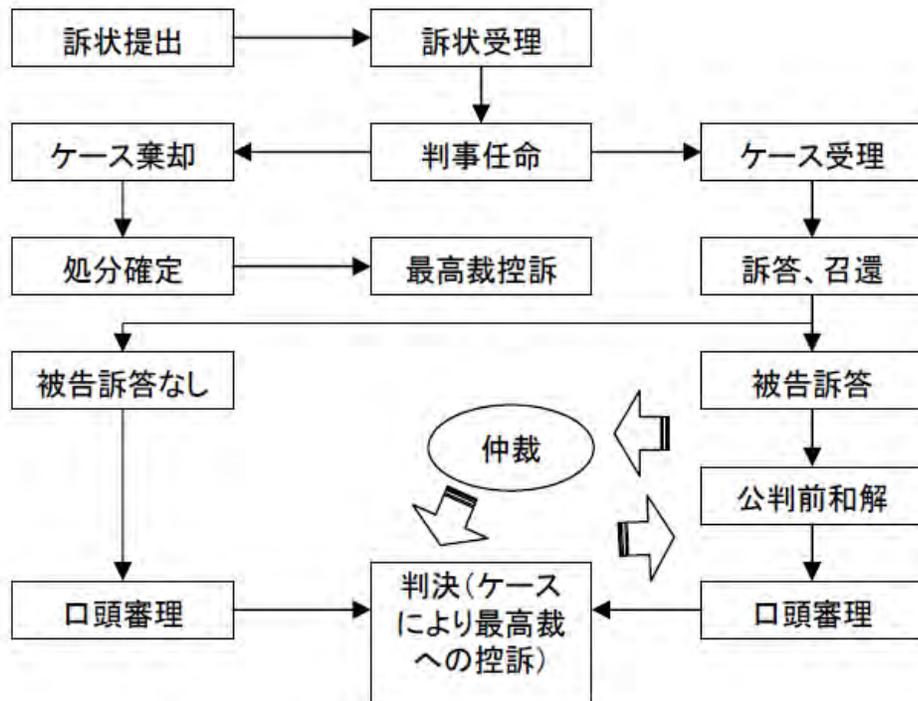
一方で民事訴訟については、知的財産権の種別を問わず、CIPITC（第一審）による結審までに US\$20,000-93,000 程度の弁護士諸費用を要することとなり、刑事訴訟と比較して膨大な弁護士費用と、比較的長い所要期間が必要となっている。

表：刑事・民事訴訟に要する弁護士費用及び所要期間

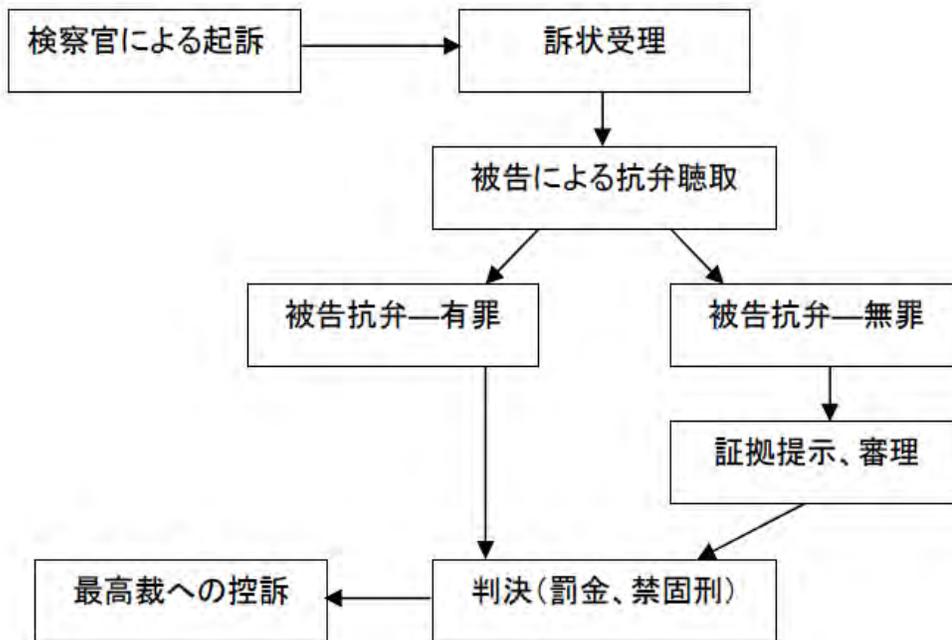
	弁護士費用	所要期間
刑事訴訟 (商標権侵害 4 件)	US\$6,000-8,000 程度	6 カ月～1 年程度
民事訴訟 (商標権侵害 3 件、著作権侵害 3 件)	US\$20,000-93,000 程度	1 年 6 カ月～2 年程度

参考として、民事手続き及び刑事手続きの基本的な流れは以下の通りである。

○民事手続



○刑事手続



タイは1996年にアセアン諸国初の知的財産専門裁判所(CIPITC:中央知的財産・国際貿易裁判所)を設立している。興味深いことに、そして旧来の司法を巡る法制に重要な多様性をもたらす潮流として、CIPITC は民法そして刑法の改正に影響を受けない独自の規則を策定する権限を有している。アントン・ピラー命令や中間差止めといったコモンロー上の救済措置適用も、この裁判所による裁量のレパートリーに加えられている。CIPITC は1)法学知識を有する判事、そして2)技術的知識(科学、ブランディング等)に長けた判事補により構成される。

第3章 統計情報

ここでは、過去5年間（2012年～2016年）における知的財産種別毎の民事訴訟及び刑事訴訟の件数をまとめる。尚、2016年については当局による統計情報の公表上の仕様が異なるため（民事・刑事訴訟共に、該当件数の多いカテゴリ順に、上位5つのカテゴリについての件数の公表に留められている）、まずは2016年単年での件数を紹介し、次に2012～2015年の件数をまとめて紹介することとする。

1. 2016年の統計情報

1) 民事訴訟

カテゴリ	件数
船舶による製品の運搬	90
輸入担保貨物保管証、信用契約	78
知的財産局による商標取消し	61
特許（含小特許、意匠）侵害	36
国際商取引契約	35
その他	561

2) 刑事訴訟

カテゴリ	件数
模倣品の輸入、販売	2,418
商取引上の違反（刑法第271-275条）	388
商標模倣	326
著作権侵害	218
商標偽造、音響映像関連ソフトの著作権侵害	70
その他	847

民事・刑事訴訟共に、商標あるいは著作権関連の訴訟件数が大半を占める。尚、民事訴訟について、第4位に特許・小特許侵害関連の事件がランクインしており、この件数は今後とも増加していくものと予見される。

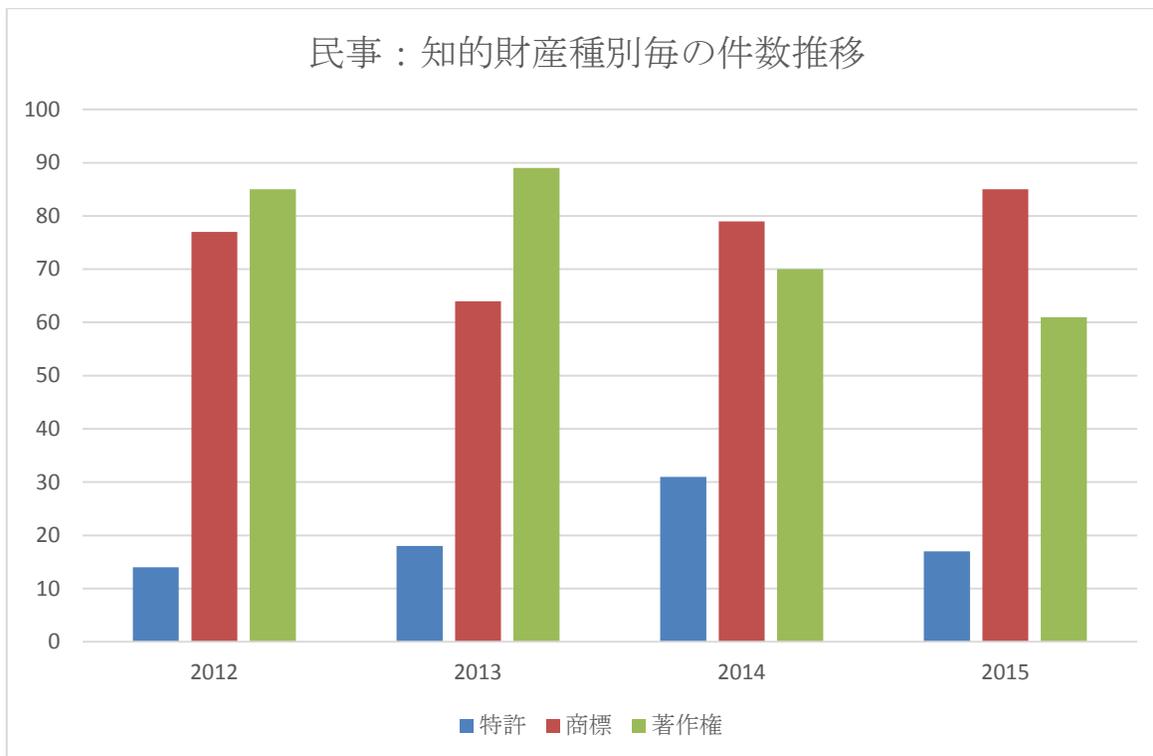
2. 2012-2015年の統計情報

1) 民事訴訟

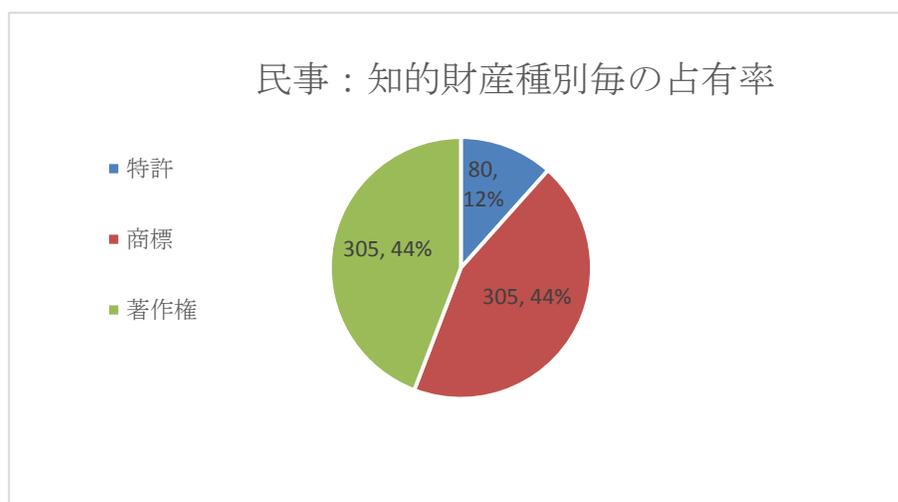
知的財産種別	2012年	2013年	2014年	2015年
特許権（小特許権、意匠権含む）	14	18	31	17
商標権	77	64	79	85
著作権	85	89	70	61

<詳細な件数分布>

カテゴリ	2012年	2013年	2014年	2015年
○特許権				
特許侵害	12	7	20	7
審決取消請求	-	8	6	4
特許無効	2	3	4	6
その他	-	-	1	-
○商標権				
商標侵害	26	18	21	10
審決取消請求	27	33	40	55
商標無効	15	8	7	8
その他	9	5	11	12
○著作権（分野別侵害事件件数）				
視聴覚・映像音響	-	-	1	3
文芸	-	-	-	2
芸術	-	-	-	2
演劇	-	-	2	3
コンピュータプログラム	-	-	1	12
その他	85	89	66	39
○営業秘密関連	2	6	2	2
○ライセンス契約関連	-	-	12	2

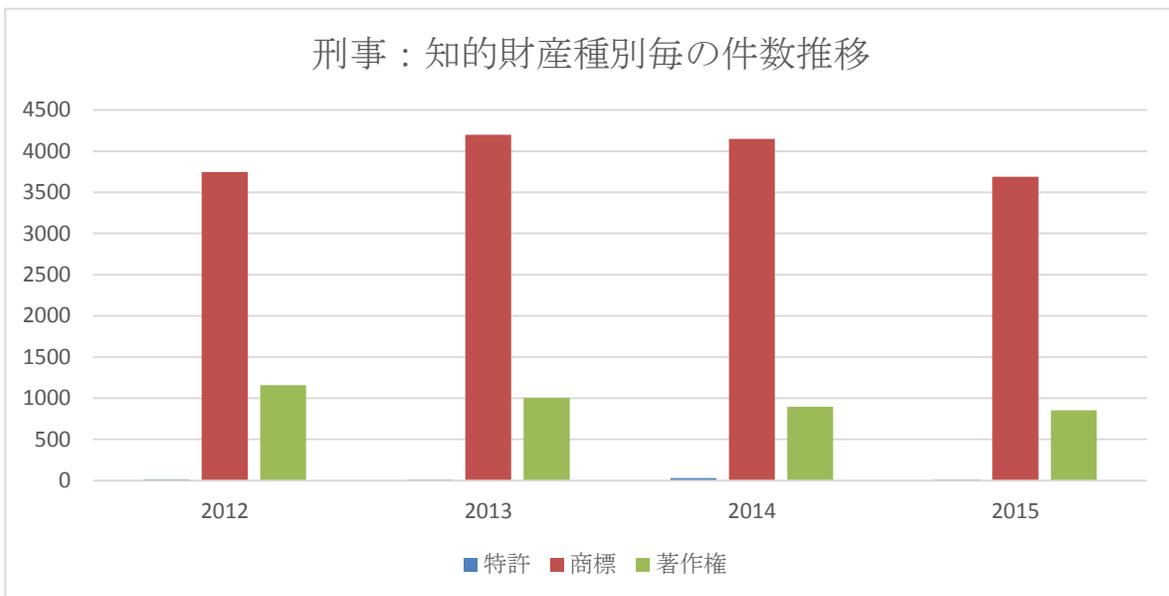


商標権及び著作権関連の訴訟件数が大半ではあるが、特許権（小特許権、意匠権含む）関連の件数も徐々に増加の傾向にあることが分かる。

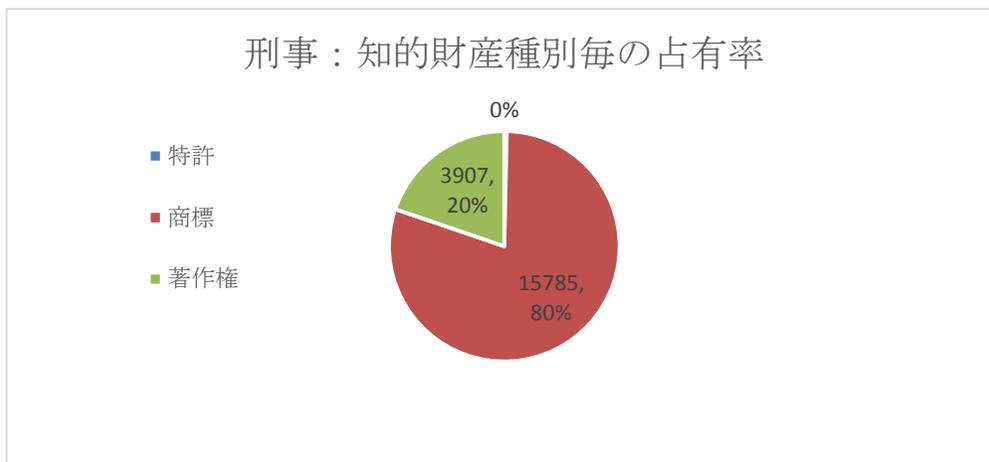


2) 刑事訴訟

知的財産種別	2012年	2013年	2014年	2015年
特許権（小特許権、意匠権含む）	13	12	31	12
商標権	3749	4198	4150	3688
著作権	1157	1002	894	854



商標権関連の訴訟件数が全体の75%程度、著作権関連が25%程度を占め、特許（含小特許、意匠）関連の訴訟件数はわずか1%程度未満にすぎないことが確認された。



出典（リンク）：

2016 http://www.oppb.coj.go.th/doc/data/oppb/oppb_1493262382.pdf

2015 http://www.coj.go.th/home/file/Annual_Tha_2558.pdf

2014 http://www.oppb.coj.go.th/doc/data/oppb/oppb_1467771254.pdf

2013 https://www.m-society.go.th/article_attach/11971/16230.pdf

2012 http://www.oppb.coj.go.th/doc/data/oppb/oppb_1467707441.pdf

第4章 期待される救済水準

タイでは、軍事クーデターが起きた2006年から、新たなクーデターが起きて軍事政権が誕生する2014年までの間、憲法が停止するなど政情不安な状態が続いた。このため知的財産権の執行も十分進まず、米通商代表部（USTR）は2007年から11年連続で、タイを知的財産権の保護が不十分な「優先監視国」に指定してきた。

しかし2015年以降、商標法が改正されて再犯が厳罰化され、著作権法が改正されて懲罰的賠償制度が新たに導入されたほか、インターネット上における著作権侵害コンテンツの取り締まりが強化されるなど、一定の改善も見られるようになった。このため、USTRは今年2017年4月、このまま改善が続けば優先監視国の指定解除もありうるとの見解を示した。

これを受け、プラユット首相は関係当局に模倣品対策の迅速化を指示。知的財産局の人員を増やすなど、一層の努力を進めている。

	特許	商標
侵害は犯罪とみなされるか	✓	✓
専門裁判所	✓ (CIPITC)	✓ (CIPITC)
根拠なき侵害主張に対する救済	なし	なし
侵害不存在の確認	なし	なし
仮差止命令	✓	✓
判決までの期間	8カ月～1年4カ月	8カ月～1年4カ月
刑事罰	・侵害品の押収、罰金、または禁固刑	・登録商標の侵害品の押収、罰金、禁固刑またはその両方（商標法） ・登録／未登録商標、外国登録商標の侵害品の押収、罰金、禁固刑またはその両方（刑法）* *商標法に基づく罰金のほうが刑法に基づく罰金よりも高い

そこで本項では、民事的救済、刑事的救済、行政的救済の概要とそのポイントを記す。

1. タイにおける救済の概要

タイにおける救済は、以下の通りであり、知的財産権の種別によって行政手続（税関）、民事手続、刑事手続によって得ることができる。

権利の種類	民事的救済	刑事的救済	行政的救済(税関)
特許権、小特許権、意匠権	✓	✓	
商標権	✓	✓	✓
著作権	✓	✓	✓
トレードシークレット	✓	✓	

民事手続		
	評価	概要 (メリット・デメリット)
民事手続	☆☆	<ul style="list-style-type: none"> ・裁判期間が比較的短い (1年～1年2カ月) ・知財専門裁判所が処理 ・著作権は、模倣品と類似品の両方に行使可能 ・懲罰的賠償が得られる
		<ul style="list-style-type: none"> ・現実には仮差止命令はめったに得られない ・知財専門裁判所で、現実および潜在的損失と一致する金額の損害賠償が得られることはめったにない ・民事訴訟の弁護士費用は、刑事裁判よりも高い ・民事訴訟は提出書類が多く時間がかかる ・弁護士費用の回復はごくわずか

刑事手続		
	評価	概要 (メリット・デメリット)
刑事手続	☆☆	<ul style="list-style-type: none"> ・侵害被疑者の95%が有罪を認めるため、成功率が高く、短期 (半年ほど) で決着がつく ・知財専門裁判所が処理 ・主要知的財産権はすべて刑事手続の対象となる ・著作権侵害の場合、権利者は罰金の半額を受け取ることができる ・著作権は、模倣品と類似品の両方に行使可能 ・権利者が主導権を握れる私的訴追など、刑事手続のなかにも複数の種類がある ・民事よりも手続き費用が大幅に安い
		<ul style="list-style-type: none"> ・損害賠償を得られない ・刑罰に抑止効果が少ない ・著作権侵害以外は、手続きの途中で和解できない／知財権保持者がプロセスに影響を与えにくい ・特許侵害と著作権侵害では、侵害法人の役員の実責任を追及するのが困難 ・執行当局の汚職の問題がある

税関での執行		
	評価	概要 (メリット・デメリット)
行政的救済 (税関)	☆☆☆	<ul style="list-style-type: none"> ・職権調査と申し立てに基づく調査 ・模倣品の輸出入に対応 ・商標権侵害と著作権侵害に対応 ・権利行使費用はゼロ ・迅速な遂行
		<ul style="list-style-type: none"> ・罰金にさほど抑止効果がない ・罰金は侵害製品の価額の4倍以下で、侵害を認めた輸入業者には犯罪歴が残らない ・特許権と意匠権は対象外

1. 民事手続

1) 救済の形態

- ・ 差止命令
- ・ 侵害品の押収、破棄
- ・ 損害賠償、侵害により得た利益、裁判費用

2) 民事手続のポイント

A) 仮差止命令／中間的差止命令

裁判係争中の侵害被疑製品の製造販売等を差止める命令。タイの商標法、特許法、著作権法はいずれも、こうした予防的差止措置を定めている。請求は、合理的な申立理由と、模倣行為を示す証拠、および裁判後の金銭的賠償では回復不可能な損害が生じることを示す証拠を添えて、C I P I T Cに行う。

B) アントン・ピラー命令（令状なしの証拠保全）

侵害被疑者による証拠隠滅の恐れがある場合、知財権者は裁判所に、令状なしの証拠差押命令を求めることができる。通常、侵害訴訟提起と同時に行われ（ただし訴状のコピーが被告に送達される前）、判事は申立人の主張を聞き、必要と判断した場合は証拠保全命令を発行する。

アントン・ピラー命令は、警察ではなく法務省執行局（Legal Execution Department）が実施するため、侵害被疑者への情報漏洩を回避しつつ、証拠が散逸するリスクを低減することができる。

具体的には、知財権者（と執行局職員）が侵害被疑者の敷地に立ち入り、侵害主張に関連する商品や文書を閲覧し、写真撮影し、コピーし、取得することなどを認めるように、侵害被疑者に対して命じるものである。侵害被疑者にサプライヤーや顧客リストなど、特定の情報開示や証拠提出を命じることもできる。

▶▶ただし、このような申立が認められることは滅多にない。C I P I T Cの Wutipong Vechayanon 判事は、「アントン・ピラー命令は、証拠が破壊される可能性が極めて強力に高い極端な状況にのみ認められるべきであり、滅多に発行されるべきではない」と述べている。そのためアントン・ピラー命令は、刑事的手続にて強制捜査令状を取得するよりもはるかに困難であって、現実的な救済手段と考えることはできない。

認められた事例 1 :

1999年9月28日、海外A社、海外B社、海外C社が、証人2名の証言と秘密に撮影された現場写真とを添付して申請した。C I P I T Cは4時間後に命令を発行するとともに、保証金10万バーツの差し入れを命じた。翌日、法務省執行局が証拠保全を実施。6日後に商標権侵害訴訟が提起された。

認められた事例 2 :

海外D社が海外E社による特許権侵害を主張して、アユタヤにあるE社関連工場における証拠保全を申請した。C I P I T Cは2009年12月24日、50枚のE社製品を押収し、侵害の存否を分析するためD社に提供する命令を発行した。D社は、E社の工場が近く閉鎖される恐れがあるとして、申立をしていた。

C) 損害賠償・裁判費用

損害賠償は、基本的に補償的賠償だが、著作権侵害と商標権侵害では懲罰的賠償が認められている。補償的賠償でも懲罰的賠償でも、基準となるのは「現実の損害」であるが（商標権侵害・著作権侵害ともに懲罰的賠償額は現実の損害の2倍以下と定められている）、この現実の損害の算定基準が法的に定められていないため、判事の裁量に左右される事態となっている。

C I P I T Cは通常、侵害の規模、侵害者が得た利益、権利行使費用の一部をもとに算定している。その立証責任は原告（知財権利者）にあり、法廷において損害の体系的・経済的分析を支援することで、現実的な金額へと近づけて賠償を得ることができる。

▶▶「現実の損害」の立証が不十分とみなされると、損害賠償が全く認められなくなる。しかし上述の通り、C I P I T Cは「現実の損害」の立証に必要な要素を明確にしていなため、知財権利者は逸失利益を確実に立証すべく複雑な作業に追われることとなる。

事例 1 :

著名商標（米国のランジェリーメーカー）の類似商標が、タイのレストランとスポーツクラブに使用された事案で、タイ最高裁は、業種が異なるため現実の損害は認められないと判断した（Supreme Court Decision No. 1502/1999, Victoria secret inc. v. Victoria secret coffee shop Co., Ltd.）。

事例 2 :

「Regent」を冠したホテルチェーンが、サムイ島に「Chaweng Regent」というリゾートを開いた業者を商標権侵害で提訴した。原告は、被告ホテルは原告チェーンのレベルを満

たしていないとして、信用を失墜させたと主張したが、最高裁は混同の蓋然性を認定しつつ、現実の損害は立証不十分と判示した（Supreme Court Report 1998, Supreme Court Decision No. 37/1998, Regent International Hotels Co., Ltd v. Chaweng Regent Co.）

裁判費用について、C I P I T Cは、原告の権利行使に要した費用を大幅に超える場合、全額の賠償は認められないと判示している。弁護士費用は、民事手続法の付表6に準ずる。すなわち600バーツ以上、損害賠償請求額の5%以下の範囲内で、裁判所が事案の困難性に鑑みて適切な金額を決定する。

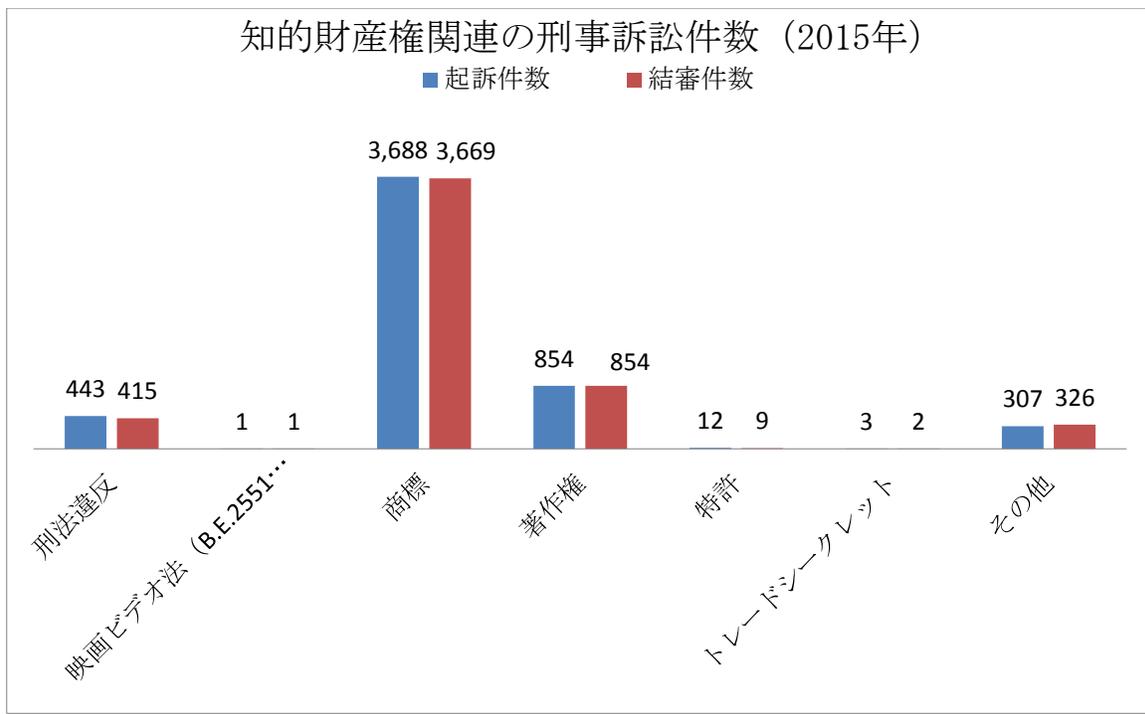
法的費用は、以前よりも高い金額が認められる傾向にあるが、当事者の実費とは程遠い。「権利行使に要した費用」という表現に基づき、原告が純粋な弁護士費用以外の経費（調査費用／探偵を雇う費用など）を請求する可能性もある。このように「現実の損害」と「権利行使に要した費用」の立証の難しさは、侵害による損失を回復した知財権者にとって大きな障害となっている。

タイで最高レベルの損害賠償が認められた事例：

「アニメキャラクター」の合法的な著作権者を装い、タイ全土で積極的なマーケティング活動を行い、ライセンス供与までしてきた被告に対し、1070万バーツの損害賠償金支払いが命じられた。またその支払いが終わるまで、年7.5%の金利を支払うことも命じられた（Supreme Court, No. 7457/2550, 2007）。

▶▶▶損害賠償の立証基準が厳しいこと、訴訟に要する手間と時間、さらには典型的な侵害者は経済的地位が低い場合が多いことを考えると、現実には莫大な損害が発生していない限り、民事的手続きによって救済を得ようとすることは割に合わない可能性が高い。

2. 刑事手続



1) 救済の形態

- ・ 侵害品の押収、破棄
- ・ 罰金刑、禁固刑

	特許権／意匠権	商標権	著作権
罰金最高額	40万バーツ	40万バーツ	80万バーツ*
最長禁固刑	2年	4年	4年

*著作権法では、侵害者が支払った罰金の半分は著作権者に分配されるとしている。

(76条：判決により支払われた罰金の半額は、著作権者または隣接著作権者に支払われる。ただし権利者が民事訴訟にて、これら受け取った罰金の金額を超えて損害賠償を請求する場合には、当該権利は存続することとなる。)

2) 刑事手続のポイント

A) 証拠集め

侵害者が起訴され、罰金や禁固刑を科すようにするためには、強制捜査等による権利侵害の証拠収集が重要となる。

知財権利者が警察当局に強制捜査を依頼

- ・ 警察庁経済犯罪捜査部
(Economic Crime Investigation Division = E C I D、
経済警察とも呼ばれる)
- ↓
- ・ 法務省特別捜査局
(Department of Special Investigation = D S I)
- ・ 地元の警察など

警察当局が知財権利者からの提出書類を調べて、裁判所に捜査令状を請求

- ・ 侵害品サンプル
- ・ 侵害行為が行われている場所の住所
- ・ 知的財産権利者であることを示す証書 など
- ↓
- ▶▶▶ 令状を請求している間に、捜査情報が漏洩して、侵害者に逃げられてしまうことがある。
- ▶▶▶ 類似商標や特許権侵害の場合、警察当局はまず知財局審査官の意見を仰ぐ。ここで審査官が侵害不存在と判断したら、警察は裁判所に捜査令状の請求をしないことが多い。

C I P I T C が捜査令状を発行

- ↓
- ▶▶▶ 捜査令状の有効期間が数時間や半日など短く、とりわけ現場が地方にあると問題になる。
- ▶▶▶ 判事が厳格であり、証拠不十分で令状発行を拒否することもある。

強制捜査

- ・ 知財権利者の代理人が同行
- ・ 模倣品の押収、責任者の逮捕、事情聴取
- ↓
- ▶▶▶ 警察当局は侵害品の押収しかせず、顧客リスト、サプライヤー情報、メーカー情報など、実際に起訴したとき重要になる情報を集めないことが多い。
- ▶▶▶ 知財権利者が捜索費用の一部負担を求められることがある。

警察当局から検察へ送検

B) 起訴

検察による起訴のほか、私的訴追 (private prosecution) とハイブリッド訴追 (hybrid prosecution) とがある。後者のほうが、知財権利者の判断でできることが多く、コストも安くなる。

・一般的な起訴

C I P I T C の検察局 (Office of Attorney General) が知財事件を担当。担当検事が捜査ファイルと証拠を見て、立件するかどうかを決定する。

・私的訴追

刑事手続法によると、被害者は自分で刑事裁判を起こすことができ、その手続を自らの判断で決めることができるため、知的財産権侵害事件に適しているほか、検察の不作为、不起訴、怠慢等に対するセーフガードになる。

▶▶ただしC I P I T C で仮審査が必要となり、一応の事件性が認められれば起訴することができる。

・ハイブリッド訴追 (hybrid prosecution)

検察による起訴後、知財権利者が検察の共同原告として裁判に参加し、独自の証拠を提出することができる。検察は、知財権利者の参加を認めないように裁判所に対し申し立てることもできるが、知財権利者が加わることで検察にとっても有用な情報がもたらされることが多いため、検察としては受け入れることが多い。

・しかしながら、権利者側の都合等により、現実には、検察が単独で起訴するケースがほとんどである。

C) 量刑の基準

原則的に、刑の目的は処罰ではなく、さらなる侵害の抑止である。最高裁は厳罰に消極的で、C I P I T C の言い渡した量刑を減刑することや、執行猶予をつける傾向がある。

裁判所が量刑の判断の基準とするポイントはいくつかあるので、裁判例とともに紹介する

・押収品の量

16社の知的財産権が関連する海賊版VCD11万9078枚と違法アダルトVCD8700枚を押収された被告は、通常、有罪を認めれば得られる執行猶予を得られなかった(CIPITC, decision no. 1015/2542)。

- ・危険な模倣品

偽商標を付した酢を大量に製造した被告に、商品の危険性／健康不安により禁固刑が言い渡された(Supreme Court, decision no. 6608/2541)。

- ・強制捜査中の態度

海賊版CD、DVD、ソフトウェアを販売していた企業と役員は、有罪を認めたが、その役員は強制捜査に対し暴力で抵抗したため、会社と役員にそれぞれ42万バツの罰金、役員には実刑2年4カ月の禁固刑が言い渡された(CIPITC, decision no. 509/2542, Public prosecutor Vs. Medi Limited Partnership.)

- ・模倣活動の規模

約11万9178本の模倣ジーンズを製造していた被告に対して、実刑4カ月が言い渡された(CIPITC, decision no. 977/2546)

- ・モラル

被告は学生を支援していた上に、利益が合理的な水準だったため、寛大な量刑が言い渡された(CIPITC decision no. 785/2542, Public Prosecutor vs. Prentice Hall, Inc & others vs. Mr. Somsak Thanasarasence)。

- ・自白

刑法23条と78条により有罪を認めると、被告に対して禁固刑に量刑がつくことや、高額な罰金を逃れられることが多い。その一方で、無知や、侵害品の品質の高さについては減刑の材料としては考慮されない。

D) 侵害品の押収と破棄

裁判所は、侵害者の費用負担により侵害品の破棄を命じる場合がある(特許法77条の4、著作権法75条、商標法115条による)。

▶▶しかし破壊手段の危険性や、ECIDと地元警察の連携不足などにより、侵害品の破棄が徹底されない場合がある。また、実際の破棄作業は年に1度まとめて行われるため、

権利者／代理人による確認が難しい。このため知財権利者は、関連警察署に押収品がきちんと破壊されたか確認する必要がある。

E) 法人役員の実任

法人による知財権侵害が認定された場合、特許権・商標権・著作権とも役員の実任が認定される。ただし、特許権と著作権に関しては、会社による侵害を知らなかったという抗弁が可能である。商標権侵害については、法改正により当該抗弁は不可能になった。

	特許権	商標権	著作権
役人の責任	✓	✓	✓
無知の抗弁	✓		✓

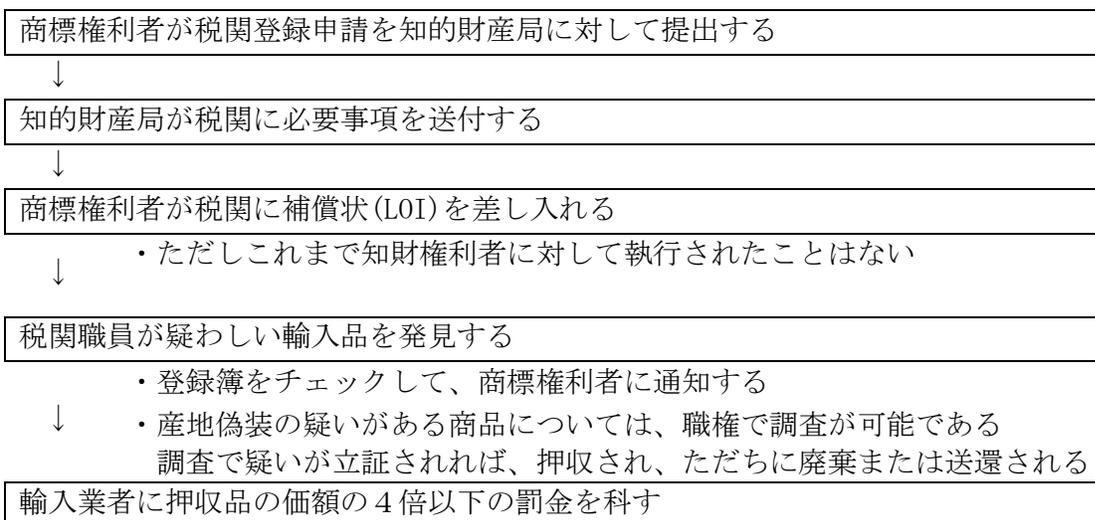
3. 行政手続（税関）

1) 救済の形態

- ・ 侵害品の押収、破棄
- ・ 罰金

2) 行政手続のポイント

税関に商標権を登録するプロセス。



・ 輸入業者が罰金の支払いに応じた場合、押収品はそのまま差し押さえられ、のちに破棄される。この事案に関する救済はこれが最終となり、商標権利者はさらに警察や裁判所に訴えることはできない。しかし迅速かつ知財権利者のコストはゼロで救済が受けられるので、極めて効率的なルートといえる。

・ 輸入者が罰金の支払いに応じない場合、事案は警察に移管され、さらなる調査が行われ、送検の判断がなされる。これには半年かかる可能性がある。担当警察官の意見を付して送検された事案は、検察の判断でC I P I T Cに起訴される（または立件を見送られる）。

▶▶模倣品の輸出は、税関局通知 28/2536（1993）号により禁止されているが、実務的には取り締まりの対象となっていない場合がある。

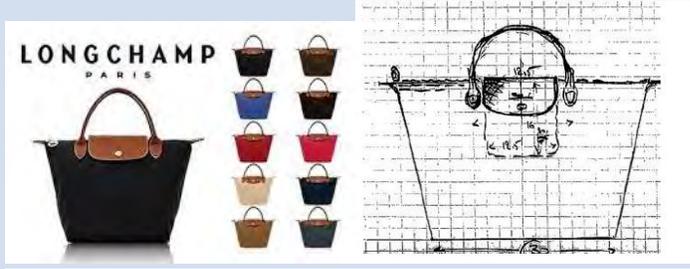
輸出品が取り締まられた事例：

タイ企業が1998年、コニャック・ヘネシーVSOPの模倣品3820本をタイから日本に輸出した。タイ税関は輸出時には商標権侵害品と気づかず押収しなかったが、日本税関で発覚し、タイに送還された。タイ税関はこれを押収し、タイ企業を刑事告発。禁固6カ月（執行猶予付）と罰金200米ドルが言い渡された（Thai Supreme Court - Decision No. 6583/1998 - Passing Off Action, Public Prosecutor vs. Wineland Co., Ltd, Sections 272, 275 of the Criminal Code & Section 31 of the Liquor Act.）

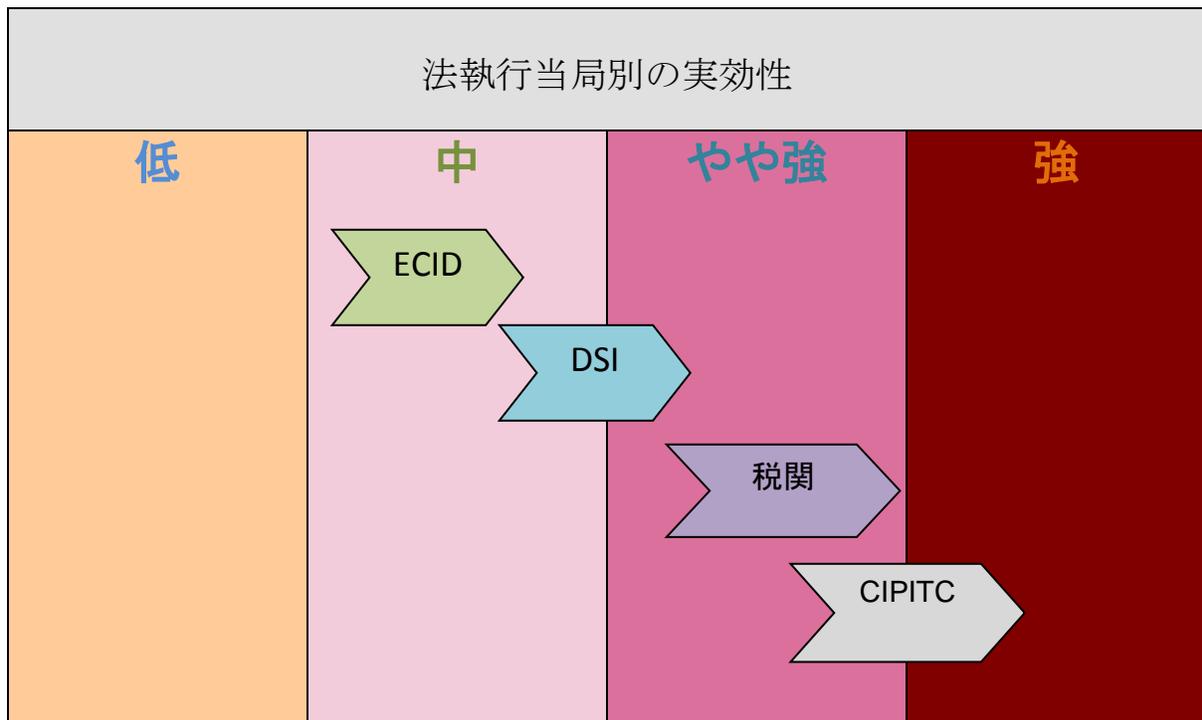
▶▶取締りの対象となるのは、基本的には商標権のみである。著作権も登録は可能である。特許権と意匠権の侵害は税関では扱われていない。

年		知的財産局（DIP）への著作権登録件数				
		2012	2013	2014	2015	2016
1	文学	3,323	3,494	2,659	2,517	2,169
2	舞踊	14	8	11	0	4
3	芸術	4,811	4,267	5,658	5,840	4,413
4	音楽	8,447	7,637	6,806	6,324	7,208
5	音響と映像	376	693	1133	1054	1004
6	映画	31	49	74	54	54
7	録音	159	145	63	102	128
8	放送	0	0	0	0	0
9	その他	38	24	19	18	32
	計	17,199	16,317	16,423	15,909	15,012

タイにおけるフランス企業のバッグの著作権登録例（2013年6月26日登録）。

説明	図面
<p>バッグの模倣品に対する権利行使を円滑化するための知的財産局への著作権登録</p>	<p>フランス企業のバッグは、著作物として登録されている。</p>
	

最後に ECID、DSI、CIPITC、税関の実効性を比較すると、以下の通りと言える。



以上

特許庁委託事業

タイにおける知的財産の権利執行状況に関する調査

発行

日本貿易振興機構バンコク事務所 知的財産部

協力

Rouse & Co. International

2017年9月発行 禁無断転載

本冊子は、2017年度に日本貿易振興機構バンコク事務所知的財産部が調査委託を行った Rouse & Co. International が作成した調査報告等に基づくものであり、その後の法改正等によって記載内容の情報は変わる場合があります。また、記載された内容には正確を期しているものの、完全に正確なものであると保証するものではありません。

Copyright (C) 2017 JETRO. All right reserved.